

○財務省告示第三百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号（第二十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発
行」という。）

五 募入決定の

イ 方法 各申込みのうち応募額を順次割り
入札競争

十二
十三

十四

利率
発行
日
の
元
金
の
元
金
の
計
算
方
法

銭
〇
・
一
パ
ー
セ
ン
ト
×
1.00301

十五
経過
利子

各
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
に
お
け
る
借
入
金
額
は
、
各
子
支
払
期
の
属
す
る
月
の
三
月
前
の
消
費
者
物
価
指
数
（
総
務
省
統
計
局
が
統
計
法
（
平
成
十
九
年
法
律
第
五
十
三
号
）
第
二
条
第
四
項
に
規
定
す
る
基
幹
統
計
で
あ
る
小
売
物
価
統
計
の
結
果
に
基
づ
き
作
成
す
る
全
国
消
費
者
物
価
指
数
の
う
ち
生
鮮
食
品
を
除
く
総
合
指
数
を
い
う
。以下
同
じ。
）
を
九
十
九
・
八
で
除
し
て
得
た
数
（
小
数
点
以下
の
第
五
位
未
満
の
端
数
が
あ
る
と
き
は
、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た
も
の
）
に
額
面
金
額
を
乗
じ
て
得
た
額
と
す
る。
の
基
準
に
基
づ
き
行
わ
れ
、
改
定
後
の
数
の
基
準
改
定
が
行
わ
れ
、
改
定
後
の
と
す
る。
た
だ
し
、
消
費
者
物
価
指
数
の
基
準
に
基
づ
く
消
費
者
物
価
指
数
が
公
表
さ
れ
た
場
合
に
は
、
財
務
大
臣
が
定
め
る
日
以
降
の
各
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
に
お
け
る
借
入
金
額
は
、
財
務
大
臣
が
定
め
る
方
法
に
よ
り
算
出
さ
れ
る
数
（
小
数
点
以下
の
第
五
位
未
満
の
端
数
が
あ
る
と
き
は
、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た
も
の
）
に
額
面
金
額
を
乗
じ
て
得
た
額
と
す
る。
募
入
決
定
の
通
知
を
受
け
た
者
は
、

の払込み

払込金額に加え、次の算式により
計算出した金額を第二十二号によ
り算出する期日に払い込むものと
規定する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.00301 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十六 初期利子

平成三十年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、その号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十七 第二期利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十八 償還期限
十九 償還金額

平成三十九年三月十日

第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払場所支

財務大臣から通知を受けた者

者入札参加

二十二年 弘 込 期 日 平成二十九年十月十日